

生活社会科学研究会・ジェンダー研究センター・花経会 共催
2011年度 生活社会科学研究会シンポジウム (2011年6月4日開催)
戒能民江先生講演

私のジェンダー法学研究

戒能民江

はじめに

お茶の水女子大学には、1999年4月から2011年3月まで11年間お世話になりました。何とか教員として勤められたのも、教職員の方がた、学生、卒業生みなさまのおかげです。10年余りという短い期間でしたが、お茶大の中でも生活社会科学講座で教育研究に携わることができたことは、幸せなことでした。今日は懐かしい顔も拝見できて嬉しく思います。ありがとうございます。

しかし、私たちは御船美智子先生を失うという悲しい思いをしたばかりか、菅聡子先生そして吉村佳子先生という大切な二人の女性教員を立て続けに失ったことは残念であり、悔しきでいっぱいです。お二人のご冥福をお祈り致します。

さて、本日このような機会をいただきましたこと、あらためてお礼申し上げます。先週研究室を引っ越しし、みなさまのご厚意で、本は3か所に分散し、院生みなさまのお力をお借りして片づけた資料も何がどこにあるのかわからないという状況で、頼りにならない記憶を頼りに思い出しかできませんが、お許しをいただきたいと思えます。

1. 研究の歩み

自分がアカデミアでどう生きてきたかなど、実はこれまであまり意識したことはありません。しかも、私は回り道ばかりで、清く正しい、まっとうな研究者の道を歩んできたわけではあ

りません。研究テーマも他人がやらない、マイナーだとされている領域なので、研究者になろうと考えている方には少しも参考にならないかもしれません。でも、研究者になることがこれだけ難しい時代ですし、ジェンダー研究はもっと大変だと思います。私のような女性でも何とかやっていけるのだ、あきらめないでいれば何とかなるかもしれないという「安定剤」にはなるかと思ひ、お話しいたします。

1) 学部から大学院へ

今振り返ると、学部時代に私の研究生活の基盤のようなものが形成されたことに気づきます。私は早稲田大学第一法学部を卒業しました。一部と二部を合わせて女性の学生は10名程度で大変少ない時代でした。現在でも、社会科学全体として女子学生比率は3割ぐらいですが、その中でも法学部はさらに低いという状況です。学部では「法社会学研究会」に入っていて、砂川や百里、北富士などの基地の調査や潮見俊隆さんや渡辺洋三さんなどという名だたる法社会学者を呼んでお話を聞いたり、古典を読んだりしていました。

もう一つの活動が「学生こつなぎの会」です。小繋事件という入会権をめぐる50年にわたる岩手県北部山村の裁判闘争の支援をする会に参加していました。徳川時代までは入会慣行（山に入って木を切ったり、草や木の実をとったりして生活に役立てていた。その代わりに、下草刈りなど、山林の面倒もみていた）があり、農民にとって山は空気のようなものでした。

しかし、明治維新後の地租改正でどの土地にも所有権が確定され、その結果、地主が登場して、農民たちの山への立ち入りを禁止したのです。1917年（大正6年）に紛争となり、その後も紛争が続き、第二次世界大戦後の1955年に、山に入った農民たちが窃盗と森林法違反で逮捕されたのが、小繋事件と呼ばれています（参照：戒能通孝『こつなぎ事件』岩波新書）。刑事事件なのですが、1966年の最高裁判決で有罪が確定しました。最高裁判決前に早稲田のこつなぎの会とインターカレッジ（慶応、外語大、岩手大、都立大など）のこつなぎの会が作られました。こつなぎ部落は、岩手県の盛岡から電車で1時間（当時）ほど北の寒村ですが、毎年夏にこつなぎ部落で合宿して、援農や子ども会活動、調査などを行っていました。その合宿のことを「こつなぎ学校」と呼んでいました。小さな山村の普通の農民たち、陽気で楽天的な人たちでしたが、本当に貧しく、地主派と反地主派の分裂もあるなかで、50年も闘い続ける人たちから学んだものは大きかったと思います。21世紀に入って、入会権は「コモンズ」という新しい理論のもと、注目されているのは興味深いことです。評論家の丸岡秀子さんが書いていますが、こつなぎの土川まつえさん（当時55歳）は、日本の第1回母親大会に参加した後、スイスのローザンヌで開かれた世界母親大会に出席し、帰国後200回もの報告会を行いました。

さらに、もう一つが「女子学生の会」です。1962年、女子の大学進学率上昇に伴い、文学部を中心に女子学生の比率が急上昇したのですが、早稲田大学の暉峻康隆教授（当時）は「文学部は女子学生に占領されて、いまや花嫁学校化している」と指摘し、「女子学生亡国論」を「週刊新潮」誌上で展開しました。その後、「婦人公論」など女性誌を中心に議論が活発化しました。そこで、全学の女子学生が集まって合宿をし、みんなで反論を書いて婦人公論に発表しました。当時は女子学生の就職難の時代で、女子学生は、「女子も可」と書かれた数少ない赤い紙を就職相談室で探しては就職活動をしていま

した。私は、いわば「デモシカ」進学で大学院に進み、畑穰先生のもとで法社会学を研究しました。修士論文のテーマは「小作調停法と農民組合運動」でした。法社会的観点から小作調停法の機能分析を行ったものです。こつなぎ事件にかかわったことを私なりに研究に活かしたということだと思います。大学院博士課程在学中に結婚、出産など、いろいろあって名古屋に移り住み、非常勤講師暮らしをはじめました。

2) 家族法研究

1970年代と80年代にイギリスに行ったのですが、そこでイギリスの男女平等の法制度や新しい社会問題に出会い、資料や文献を集めて、帰国後に少しずつ論文として発表していきました。第一のテーマとして、イギリスの1975年制定の性差別禁止法を取り上げ、間接差別の判例について論文を書きました。家族法については、子どもの権利論に取組みました。

これはイギリスのギリック事件を題材に親の権利と子どもの権利の対抗関係について論じたものです。ギリック事件とは、少女の避妊がテーマで、十代の性的自己決定権と親の権利との対抗関係が争われたものです。10人の子をもつギリックさんという女性がいて、親の同意なしに行う16歳未満の少女に対する避妊アドバイスや処置は違法だとして争ったケースで、ギリックさんは敬虔なローマン・カソリック教徒でした。1982年に提訴し、1985年にイギリス貴族院判決が出て、社会的にも大きな反響を呼んだ事件です。専修大学の家族法学者家永登さんがその著書で詳細に論じています。

事件の背景にあるのは1960年代に急速に進行した「性に寛容な社会」での十代の性の活発化と家族関係の変容ですが、避妊の医療行為化の問題もあります。イギリスはナショナル・ヘルス・サービス（国民保健サービス、NHS）の病院で家族計画サービスとして、避妊具の提供やアドバイス等がだれでも受けられます。他方、家族法改正で、成年年齢を21歳から18歳に引き下げるとともに、16歳以上に独立の同意

能力を与えました。そこで、16歳未満の少女が医師のところに来て、避妊薬（ピル）の処方求めたら、医師は、まず親の同意を得てから来なさいと突き返すべきか、処方箋を書いてもいいのかという問題が起きました。子どもたちは医師が親に黙っていてくれるから、避妊薬をもらいに来るわけです。貴族院は、子どもの利益に直接かかわる問題については、子の福祉のために義務として行使したとしても、親の権利は子どもの自己決定権に道を譲るべきだという考え方を示しました。貴族院は、親の子どもへの絶対的な支配権、親のコントロール権が子の成長に伴って次第に弱まり、子に及ばなくなるという考え方を取ったのです。イギリスでは、女の子は16歳（男の子は14歳）が「分別年齢」とされていますが、根拠は不明（コモンロー上そうされていた）です。

丁度、当時、国連では子どもの権利条約案が検討されていて（1989国連総会で採択、日本政府は1994年（国際家族年の年）に批准、「子どもの人権」という新しい概念が導入されました。子どもの権利条約によって、家族の中の平等性が子どもについても認められたと言えますし、子どもの意見表明権の承認も大きな意義を持ちます。

3) 女性に対する暴力研究

イギリスで出会った問題でその後の私の研究の方向を決定づけたのが、ドメスティック・バイオレンス（DV）です。イギリスでは1976年に最初のDV法（「DVおよび婚姻事件手続法」という民事法）が制定されました。1971年に世界初のシェルター（夫の暴力からの避難所、イギリスではレフュージという）がロンドン郊外に作られてから数年後に国会の委員会では法案の検討が始まり、76年には法律ができるというスピーディな展開でした。私は丁度イギリスに居合わせ、イギリスで初めてシェルターをつくったエリン・ピゼイ著のペンギンブック『静かに叫びなさい。さもないと隣に聞こえてしまうから』1974、邦訳『現代の駆け込み寺-

イギリスの場合』を見つけて読みました。また、女性たちの集会にも行き、政府の報告書やイギリス法を少し勉強し、資料を集めて帰国後に論文を書きました。それが1992年です。その時はまだ私も「夫婦間暴力」と表記していました。同じころに、『狙われる子どもの性』（原題はジュディス・エニュー「子どもの性的搾取」）の翻訳を出したのですが、その注に日本の性暴力に関する動きを詳細に紹介し、STONEという性暴力反対の運動をしていた女性団体の人に会いに行き、そこでDVの調査と一緒にやらないかということになったのです。1992年、「DV研」と略称していますが、8人の女性で「夫（恋人）からの暴力調査研究会」をつくって、日本で初めてのDV全国調査をやることになりました。

もう一つの「女性に対する暴力」研究・活動の柱はセクシュアル・ハラスメントです。1990年代前半に有名な京大矢野教授事件が起きました（1993年）。世界的に名高い東南アジア学研究者でノーベル賞の選考委員だった人の事件で、ご本人は東福寺という京都の有名なお寺に隠れたりしましたが、最後はウィーンで亡くなります。京大の女性教員懇談会の小野和子さん（中国研究）が京大新聞に書いたら、すぐ京大男性教員の反論が出るなど、マスメディアにもたびたび取り上げられた事件です。裁判も矢野教授が被害者の弁護士や小野和子さんを訴え、矢野教授の妻が被害者を訴えるなど（貞操権の侵害）しました。矢野教授は大学から調査もされないし、処分もされず、自分から辞職したのですが、その辞職承認を文部省は取り消すべしという辞職承認取り消し請求の行政訴訟を入れて、なんと4つの訴訟が加害者側から起こされたのですが、すべて加害者側敗訴となりました。その後も、秋田県立農業大学事件など大学のSH事件が表面化していきます。日本女性学会で大学のネットワークが必要だということになり、97年にキャンパスセクハラ全国ネットワークを設立し、初代の事務局長となりました。

私は99年にお茶大に来ましたが、すぐにセクシュアル・ハラスメント人権委員会委員になり、その年の秋に事件が表面化します。その事件には、その後何年も取り組みました。当時、お茶大には大学院生のグループがあって、彼女たちとも一緒にやれるところは一緒に取り組み、院生の方がたに授業でもロールプレイなどをしていただきました。セクシュアル・ハラスメントについては、法人化前でしたので、文科省が動いていて、全国ネットの提言をもって要請に行ったりしました。当時の文科省は、全国の国立大学の取組みの現状についての実態調査や研修だけではなく、個別の大学への指導もしていました。2004年に国立大学は法人化しましたので、教職員は国家公務員ではなくなり、男女雇用機会均等法が適用されることになり、所轄も厚生労働省に変わりました。ただ、セクシュアル・ハラスメントについては、学内で関係者として深くかかわっていたこともあり、なかなか研究対象にはできませんでした。

大学での対応にも言えることですが、セクシュアル・ハラスメントの難しさは事実認定にあります。セクシュアル・ハラスメントは「相手の意に反する不快な性的言動」と定義することができますが、性的言動があったか、それは合意ではないか、など立証することは大変難しい。大体密室で行われることが多く、目撃者もほとんどいません。この数年間に、職場のセクシュアル・ハラスメント裁判の意見書を何件か書きましたが、とくに性関係が継続している場合、相手方は「恋愛関係」で、被害者のほうがむしろ積極的だという抗弁を必ずと言っていいほど主張してきますし、最近では「迎合メール」や写真などを相手方がその証拠に出してくることが多いように感じます。「迎合メール」というのは、相手に迎合するようなメールを言いますが、被害者が相手に生活や行動、心理面をコントロールされるなかで、相手を刺激せず、被害をできるだけ軽くしたいという心理が被害者には働くのです。ある病院の事件で女性の医師が先輩の医師からセクシュアル・ハラスメント

を受けて精神的ダメージを被ったとして損害賠償請求を行った裁判でも「迎合メール」が出てきて、加害者とされる男性医師側の「合意の抗弁」に使われています（原告勝訴）。

裁判の意見書を書いてほしいと依頼があると、訴状や準備書面、書証など事件の記録を送っていただくのですが、そこにメールの受信記録や写真がついていることがあります。写真などを見て、最初はぎょっとしてこれは引き受けられないと正直思うのですが、事件記録を読み込んで相手方の言動などをじっくり考察し、従来の判例やマッキノンの本や精神医学のジュディス・ハーマン（『心的外傷と回復』）やフェミニストカウンセラーの本などを読んで、セクシュアル・ハラスメントの構造理解の基本に立ち返りながら、事実をもう一度考えるという作業を重ねていきます。それからようやく意見書づくりに取り掛かれるという具合ですが、裁判官が読んでくれて判決の論理のよりどころにしてくれるかもしれないほどの説得力を持って意見書を書かなければなりません。そうしないと、原告の方（被害者）がご自分の権利回復や被害回復のために起こした裁判の役に立たないことになるので、意見書作成には力を入れています。

セクシュアル・ハラスメントについては、民主党政権下で可能になったのですが、この2月から、セクシュアル・ハラスメントで受けた精神的被害に対する労災認定の判定基準の改訂作業に委員として参加しています。セクシュアル・ハラスメントが労災認定の対象となったのは1999年です。セクシュアル・ハラスメントが原因で精神的疾患にかかった場合に労基署の判断で労災が支払われるかどうか決められます。セクシュアル・ハラスメントが精神疾患の原因であることおよび心理的負荷がどれだけ強いかで労災認定の可否が決められるのです。2006年ごろから申請が徐々に増加していますが、21年度までで申請が77件あり、そのうち労災認定されたのは25件にすぎません。「職場における心理的負荷評価表」というのがあります

が、現在、セクシュアル・ハラスメントは「人間関係のトラブル」カテゴリーに入っており、心理的負荷の強度はⅡです。心理的負荷がⅢでないと労災は認定されません。心理的負荷の強度Ⅲは「人生の中でもまれに経験することもある強い心理的負荷」を意味し、Ⅰは「日常的に経験する心理的負荷で一般的に問題とならないもの」、Ⅱはその中間です。セクハラは心理的負荷の評価が低いのは、強姦とか強制わいせつという犯罪行為でもない限り、セクハラは大したことないという認識がその前提にあります。もう一つの関門は「6カ月ルール」で、発症前6か月以内の出来事でないといふとセクハラが要因だとは認定されません。セクハラ被害は長期にわたることが多いし、相談にも病院にもよほどでないと行かないことが多く、また精神科医の話しでは、被害者によっては離解状態になり（苦痛がマヒし、言語化できない、自分でない状態になる、生き延びるためにそうなる）、発症が遅くなることもあるそうです。そこで、検討会議分科会では、セクシュアル・ハラスメントの特質や実態を考慮した基準作りを今行っているところです（6月末に「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会・セクシュアルハラスメント事案に係る分科会」報告書策定）。

2. 女性に対する暴力と法をめぐる

1) 「女性に対する暴力」概念の登場

このように課題はまだありますが、それでも日本の法制度や裁判が変化し、少しずつでも動いたのは国際的な女性の人権動向の反映と、それに呼応するように展開した国内の女性たちの運動の結果だと思えます。日本では刑法上「性犯罪」概念が使われてきましたが、ジェンダー研究は「性暴力」概念を対置して、セクシュアリティに対する暴力＝力による支配であることを明確にしました。さらに、「女性に対する暴力」概念は、暴力がジェンダーに基づくものであり、社会構造的な背景を持つことを明らかにしています。レジュメに、1993年国

連総会で採択された「女性に対する暴力撤廃宣言」第1条の定義を掲げておきました。「ジェンダーに基づくあらゆる暴力」としていること、公的・私的生活を問わないということ、したがって、DVも含まれることになります。同宣言では女性に対する暴力の典型例として、家族の中でふるわれる暴力（DV、女兒への性暴力、ダウリー殺人など）、社会的場面でふるわれる暴力（強姦、SH、人身売買など）、国家による暴力（政治犯に対する暴力や刑務所内での看守などの暴力、慰安婦問題など）の三つに分類していますが、それだけではもちろんありません。

2) 「女性に対する暴力」概念を獲得したこと の意義

「女性に対する暴力」を語るときのキーワードは「沈黙」だと思います。誰にも言えない、言うとかえって傷つく。告発のコストが大きいのです。なぜかと言えば、かえって非難されるからです。しかし、「暴力」だと言いきることで、加害者と被害者がいて、被害者であることを社会が承認したことになります。「被害者」だと言っているのだということです。「女性に対する暴力」概念の獲得は、暴力の被害の顕在化を行うことによって、「被害とは何か」について被害者自身の経験によって再定義し、加害者の法的責任と被害者の権利回復の権利を明確に示したところに、その意義が認められます。逆に、問われるのは加害者の責任になりますので、本来だったら被害者非難（「強姦神話」とも言います）は成り立たないはずですが、しかし、いまだに根強いのが被害者非難なのです。刑法の強姦罪と構成要件が似ている犯罪に「強盗罪」（刑法236条）があります。「暴行脅迫をもって他人の財物を強取したものは、強盗の罪となし、5年以上の有期懲役に処す」（強姦は法定刑3年以上）と規定しています。戸締りしないから強盗に入られたのだと非難されることはあっても、被害者の過失が問われて強盗罪が無罪になることはない。しかし、強姦裁判では被害者非

難の結果、無罪になることがあるのです。

3) なぜ「女性に対する暴力」にこだわるのか？

もうすでにお話ししていますが、「女性に対する暴力」とくに、性暴力やDV、セクハラなどは、法の世界では別世界にとどまったままではないかと考えています。先日、ある学会で「法・判例の形成と実定法学」というテーマでシンポをやるので、ジェンダー法学も入りなさいというお話がありました。それだったら、一番ジェンダー問題がはっきり出てくる「女性に対する暴力」、中でも性暴力を取り上げようと考え、何人かの研究者や弁護士とブレイン・ストーミングをやったのです。そこで、性暴力やセクハラ、DVなどは、規範化が問われない領域であるという結論に達したのです。大体、判例の形成といっても、判例集になかなか載らない。判例集掲載の段階でジェンダー・バイアスがかかるということもあります。これもまた有名な裁判例で、レジメに書いた1994年の強姦致傷事件があります（東京地裁1994. 12. 16判決判例時報1562号141頁）。授業で使ったので、卒業生は覚えていることでしょう。ロースクールの授業でも使うのですが、学生さんの反応はなかなか面白い。

この判例を掲載した判例集のタイトルは、「強姦致傷事件において、被害者の証言の信用性が乏しく、和姦であるとの被告人の弁解を排斥できないとして、無罪を言い渡した事例」となっています。裁判では、合意か強制か、事実は何かが争点になりますが、どちらの証言の信用性が高いかで判断することになります。その時の判断基準になるのが、通常一般人だったら、こういうときにはこういう行動をとるだろう、という「経験則」ですが、そこにセクシュアル・ハラスメントや性暴力の被害者だったらすぐ助けを呼ぶとか、逃げるとか、こんなことは言わないとか、固定的な被害者像が反映されることになります。

この事件は居酒屋でたまたま一緒になったグ

ループがお酒を飲んで盛り上がり、送ってもらった車の中で強姦されたと、ある女性が訴えたものです。被害者の経歴や素行がまず問題視されており、コンパニオンという職業なのですが、判決では、これは一般人から見ればかなり派手な経歴の持ち主だと言っています。年齢の割には服装が派手だとか、スパゲッティをしょっぱいと言って取り変えさせたが、このような行動は通常の神経ではなかなか考えられないことだなどと指摘し、そこから、被害者は慎重で貞操観念があるという人物像には似つかわしくなく、証言には虚偽・誇張が含まれているとしています。これが総論で、その次に各論で一つ一つの被害者の行動がいかほど貞操観念のないものか、すなわち信用性が低いかを論証しています。判決文のほとんどが被害者の証言や行動の論証に費やされており、加害者の証言については、その信用性は不自然なところあると言っているにもかかわらず、詳しくは触れていません。

「セックスのことでしょ？こんなことは法廷で議論しなくてもよいことだ」とばかりに、裁判官の価値観や「常識」をそのまま出しても誰も何も言わない、と言うのが暗黙の前提になっているのではないかと考えます。しかし、そのことが性暴力やセクハラを苦しめているのです。被害者なのに責められる、非難される。小林美佳さんという30代の女性がいて、はじめて実名で自分の被害を本に書きました（『性犯罪に会うということ』2008）。彼女は被害を受けることが「恥ずかしいことなんですか？」と聞きたくて、実名を出したというのです。彼女はその後、被害を受けた人たちから3000人以上のメールを受けて相談に乗っていますが、被害を受けた人が「普通に生活することがどんなに大変か、理解してもらわないと一步を踏み出せない」と言っています。そこで法はどのような役割を果たせるのか、1994年の判決は例外かもしれませんが、このような判決を法学研究の対象にしてきちんと分析することが必要ではないか。刑法学による批判的考察も

ないと思います。

ジェンダー問題をみていると、女性はとくに二者択一をいつも迫られていると思います。

レジュメに書いた裁判例で、名古屋セクシュアル・ハラスメント事件というのがあります(名古屋地裁2004. 4. 27判決労働判例873号18頁)。これも大学院の授業で教材として使いました。自分の働く権利を守るために裁判に訴えるべきだと言いますが、被害者にとってリスクが大きすぎるといいます。セクシュアル・ハラスメント労災認定を申請して却下された女性が、管理職目元という会社での立場を維持するか、労災を申請するか、労災申請は権利なのですが、二者択一を迫られ、決断をして労災申請をしたというお話を伺ったことがあります。職場でいづらくなる、いじめに遭うなどの経験も多くの被害者がしています。レジュメには、ナンシー・フレーザーの言葉「女性は私的な虐待と公的な場での言説による虐待とどちらを選ぶか迫られる」(『中断された正義』1997=2003)を引用しましたが、公的な場=裁判に出すと首になることもあるぞと脅される、そういうリスクがあるということです。

3. 「DVと法」研究の面白さとジレンマ

1) 政策過程への関与

私は、DV法制定・改正過程にかかわるといふ貴重な経験をしました。今も自治体の政策形成や国の政策運用にかかわっています。

直接の当事者でも、支援者でもなく、弁護士などの実務家でもない研究者に期待されるのは専門性です。研究者ですから、法の実務そのものは詳しくありませんが、実務を裏付けるような理論の形成が要求されます。性暴力や労働裁判など、ジェンダーにかかわる問題についての実務家からの理論形成への要請は切実なものがあります。調査などで実態を明らかにし、事例を集め、相対化して理論化すること、それに基づいて政策提言を行うことが、少なくとも研究者としての私の役割だと考えています。現在、

厚生労働科学研究費の助成を受けて進めているのは、DV被害の類型化とそれに対応したモデル的支援の政策提言を行うという研究です。エビデンスに基づく理論的な裏付けがある政策提言でないと言えないと霞が関では通用しません。また、保護命令制度の改善についても、たとえば緊急保護命令の創設など、諸外国の立法例などを引用し、かつ日本の事例からも必要性を論じて提言しています。DV法の改正過程で、議員と省庁と支援団体とで意見交換会を何回も開きましたが、中央省庁の役人たちとの議論も、現行法の体系性や中立性重視の思考方法や諸外国と言っても東アジア諸国は参考にしないという行政の人たちのスタンスなど、たいそう勉強になりました。何よりも貴重なのは、DV法が制定されるという歴史的な場に立ちあう喜びや発見があることです。しかし、それ以上に、DV法を使う当事者-被害者や支援者の声を聞き、これ以上被害を受けないように、これ以上傷つかないようにするためにはどのような法制度が必要なのか、直に当事者の声を聞いて考えることができることは研究者として代えがたい喜びだと思います。当事者の声や現場での経験から課題や問題点を拾い上げて理論化することが研究者の役割だと考えています。

2) 法の力と限界を見る

限界はあるにせよ、DV法制定が日本社会へ与えた影響は大きいと感じています。たとえば、警察や裁判官の変化を指摘できます。しかし、言うまでもなく、法の力だけでは問題は解決しません。セクシュアル・ハラスメント裁判の意義は、被害の事実が認められることによって、被害の回復へ向けた大きな一歩になることですが、セクシュアル・ハラスメントでも被害の回復は裁判で勝っただけではもたらされません。精神的ケアやカウンセリングを続けながら、傷つけられた自分の世界、自己尊重感を取り戻す営み、人間関係をつくり直す気の遠くなるような作業が必要なのです。DVも同じですが、自分の生活をつくりなおして行かなければ

ならない。DVの場合ですと、住宅や就労、子どものこと、家裁の離婚調停、精神的ダメージからの回復など、沢山のやるべきことが被害者にいっぺんに降ってきます。法の力だけではもちろん足りません。人間が暴力を受けないで安心して生きていくためには、さまざまな領域の機関や専門家の力を動員した総合的な取り組みが必要なのです。

3) チャレンジとジレンマと

① DVと正当防衛理論

1994年の大みそかに名古屋でDVの被害を受け続けていた女性がDVの加害者である内縁の夫を殺害した事件がありました。DV夫殺人事件ですが、翌日の元旦の新聞に小さく載ったことを今でも記憶しています。その当時、私は名古屋に住んでいました。数日後にある女性の弁護士から電話があり、その被疑者（DVの被害者）の弁護人になったから手伝って欲しいと依頼されました。すぐ、その弁護士のところに行き、大体の話を聞いて、拘留されている警察署に会いに行きました。面会にあらわれたのは、ごく普通の中年女性でした。彼女は夫を殺した後、自首してすぐ逮捕・起訴されたのですが、刑事裁判がその年の夏まで続きました。弁護側（女性の弁護士二人）は正当防衛を主張しました。7年間もひどい暴力を受け続けていて、当日も酒を飲んだ夫から失禁するほどの暴力をふるわれ、逃げようとしたら首根っこを押さえられて引き戻され、また暴力をふるわれていたのです。裁判で、弁護側は、ひどい暴力をふるわれて、そのままだと殺される危険が迫っていたこと（急迫不正の侵害）、自分を守るという意思（防衛意思）があったこと、自分の身を守るための防衛が適切であった（それしかない）ことを主張しましたが、「逃げられたでしょ、ナイフで相手の首を刺したのだから、ちょっと傷をつけて動けないようにして逃げればよいでしょ、やり過ぎです」ということで、過剰防衛と判断され有罪になりました。けれども、画期的だったのは「刑免除」となり、事実上自由の

身になったことです。刑免除の先例としては、強姦を重ねて自分の子を産ませた実の父親を殺害した娘の事件（尊属殺最高裁違憲判決の第1審判決）があります。名古屋の事件でも相手を殺しているのに、正当防衛はかなり難しいと言えますが、そもそも成人の男性同士の決闘に起源をもつ伝統的な正当防衛理論を打破するのは至難の業です。DVの被害を受け続けてきた被害者がどのような精神状態に陥るのか、あるいは自分の生命の危険性についてどのような確信をもつにいたるのか、そしてそれが医学的知見に基づき、合理性があると言えるのか。アメリカでは「殴打された女性症候群」（BWS）という理論が裁判でも使われましたが、裁判所の認めるところではありませんでした。また、BWS理論については、フェミニストのなかでも議論があります。DVと法の諸問題のなかでは、あまり触れられない難問ですが、名古屋の事件が私に残した大きすぎる宿題です。

② 警察権の介入の是非

警察権の積極的介入の議論もチャレンジであり、かつ、ジレンマです。小田中一戒能論争というのがあります。小田中先生は刑事訴訟法の権威で、DV法も児童虐待防止法も「警察権力への依存傾向がある。警察権限拡大である」と批判しています。それに対して戒能は、警察は適切な介入をしていない、民事不介入の無原則的適用で、暴力被害が放置されてきたと主張しました。市民生活への不当な警察権力の介入は反対だが、犯罪となるべき行為が行われているところで、[夫婦げんか]ぐらいと、軽い問題として介入を控えるべきではないと主張しました。しかし、そのような主張は、法律学の世界では「反動的」と映ります。国家権力の侵害から個人の人権を守るのが近代法の使命であるからです。刑事法学では、被害者の権利が尊重されるあまり、それが利用されて被疑者や被告人の権利が縮減される危険性ととともに、本来福祉的手段で解決すべき問題が「犯罪」視されることで、過度に刑事法的介入が許されるように

なったという主張が行われています（「市民的福祉法の刑事法化」）。警察権行使の限界の問題なので、もちろん慎重な議論が必要ですが、フランス・オルセンの言う、被害者の権利を守るという「政治的バトル」（『法の性別』2009）と同時に、近代法理念へのチャレンジを抽象的にではなく、具体的な議論のレベルで進めていくにはどうしたらよいか、刑事法のジェンダー研究者に期待しつつ、市民生活における国家権力の使い方・あり方について考えています。

DV法に取り組むことで他の法律の問題点が見えてきます。たとえば、ストーカー規制法。別れた相手が執拗に付きまとい行為を行い、警察が適切な介入をなかなか行わないうちに殺されてしまったという事件は後を絶ちません。しかし、DV法と同じく議員立法であるストーカー規制法の改正の声はどこからも出てきません。市民運動として試みたことはありますが、DV法のように運動として広がりませんでした。ストーカー規制法は、警告を発するの、禁止命令を発令するの、すべて警察権力が判断する構造になっており、巨大な警察権力の壁を痛感しています。

③ 性暴力禁止法への取り組みへ

DVに取り組むことで、DVの中に性暴力が多いことや子どもがDV加害者から性暴力の被害を受けていることなどが見えてきました。そこで性暴力禁止法を作ろうという女性運動も出てきたのですが、これが難しいのです。肝心の法律学では、刑法強姦罪の見直しの議論はほとんどありません。もちろん、刑法の教科書には強姦罪は性的自由の問題だと記述されていますが、現在もなお、法学部の授業では飛ばされてしまうことが多いようです。国家の中核法である刑法改正の難しさはよくわかりますが、問題提起は必要だと考えています。現段階では、まず、被害者支援システムを整備し、その根拠となる支援法を制定したらどうかと個人的には考えています。さらに、細かい改正は何度も行われながら、その女性差別的な基本構造が全く変

わらない「売春防止法」についても、婦人保護事業の現場から法改正への動きが出てきていることに注目しています。

④ 家族法のジレンマ

DV法を研究していると、当然のことながら、家族法の問題にもかかわってきます。今ニュースなどで話題になっている「ハーグ条約」（国際的な子の奪取の民事面に関する条約、1983発効）を日本政府は批准することを決め、国内法の整備をおこなうと報道されています。DVの被害者は7割が子どもを連れて逃げていますが、国際結婚をした妻が外国人の夫からDVを受け、その外国から子どもを連れて逃げてきたとき、まず、子どもをその外国に戻しなさいというのがハーグ条約です。欧米諸国からの圧力が強く、外交カードとして日本政府は批准を決めたようです。子どもを居住していた外国に戻してその国で監護権がどちらにあればよいか、裁判で決めることになります。ただし、なぜ片方の親が子どもを連れて自国に戻ったのかという事情は何も考慮されず、迅速な子どもの返還が求められます。ただし、例外規定があって連れ戻すことが「子どもにとって重大な危険がある場合」は、返還しなくてもよいのですが、母親へのDV被害は「重大な危険」に含まれません。また、監護権の裁判では、高額な裁判費用の問題や異国の地での安定した職業や在留資格がないと母親は監護権をとることができないなど、問題はたくさんあります。これは外国人として異国の地で暮らす女性にとって大変ではないでしょうか。一番肝心なことは、子の福祉が考慮されていないということです。また、この条約が批准され、実務が集積されていくと、国内法にも影響を与えかねず、DV法の下で子どもをつれて逃げることが難しくなる恐れもあると考えています。さらに、学界では、ハーグ条約批准後は民法への共同親権の導入だと言われていますが、果たしてそれでよいか、DVケースの場合、子の福祉に反しないのかなど、議論の余地があると考えています。し

かし、家族法学者はおしなべて共同親権化に賛成であり、反対論者はごく少数です。家族の多様化など「近代家族」の変容が言われ、離婚そのものへの国家の介入は最小限に抑え、あるいはまったく個人の自由に任せてよいが、離婚に巻き込まれる子どもの利益や子の福祉について国家は重視すべきであり、親は離婚後も共同で親責任を果たすべきだという議論は正当だと考えます。その意味で、警察権の問題も親権の問題も、DVをもちだした途端、「守旧派」と言われかねません。しかし、その「正論」もDVや子ども虐待の現実を前にした時、例外規定をつくればよいというだけですまされるのだろうかというのが私の疑問です。従来、軽視あるいは無視されてきた女性の経験、子どもの経験、被害者の経験を尊重していけばいくほど、法のチャレンジはジレンマに行きあたることになります。

DVやセクシュアル・ハラスメントという狭い領域で研究を続けてきましたが、DV被害者の権利の回復など問題の解決の手助けとして法が機能するためには、実は近代法そのものへのチャレンジが不可避だということなのです。ドンキホーテのような無謀なチャレンジなのかもしれません。

4. これからのジェンダー法学研究

ジェンダー法学研究の新しい動きとして、ジェンダー法学会の設立があります。2003年に創設されたのですが、毎年12月の最初の土日に学術大会を開いています。女性差別撤廃条約がなぜ国内法に反映されないのか、少子化問題のジェンダー分析、進まない家族法改正、DV、人身売買、性暴力などの女性に対する暴力と法、刑事司法改革とジェンダーなど、既存の法律学会ではなかなか取り上げないようなテーマに果敢に取り組んでいます。学会誌として『ジェンダーと法』がありますので、機会があったらご覧ください。

また、ジェンダーと法を考える場合に司法制

度の重要性を指摘したいと思います。司法における女性比率はまだ低く、女性法曹の増加が期待されます。お茶大生（卒業生）も年に一人ぐらい司法試験に合格しているようですが、もっとチャレンジしてほしいと思います。女子大でロースクールをという話もあったのですが、残念ながら実現しませんでしたし、女子大学の法学部も京都女子大学に先を越されてしまいました。けれども、女性法曹だからと言ってジェンダーに敏感であるとは言えませんし、逆にエリート意識が強く、女性の権利に関心がない人も多いようです。法曹養成課程や法学部教育でのジェンダー教育が重要なのですが、極めて不十分です。ロースクールでのジェンダー法学教育ですが、司法試験科目ではないことから「ジェンダーと法」を授業科目に置くロースクールは少ないのが現状です。裁判官や検察官、弁護士という実務家を養成するのがロースクールですので、ジェンダー視点に敏感になれるような教育の大切さは言うまでもありません。

最後に東日本大震災とジェンダーについて少しお話しします。

先日仙台市に男女共同参画の会議で行った後、海岸沿いの被災地の避難所、被災地を回りました。工場地帯やフェリーの港の近くは道路も整備され、瓦礫も大分片付いていましたが、信号はストップしたままでした。しかし、水田地帯に入ると惨状はテレビで見るそのままの状態でした。コンクリート造りの家が外側だけあって中は空っぽでしたし、海岸沿いの松林が根こそぎなぎ倒されており、流されてきた木が水田のなかに同じ方向を向いて倒れたままで、車も放置されていました。道も途中で行きどまりになり、復興までの時間の長さが想像できました。避難所へ伺いましたが、最初は1000人以上だったが現在は100人ぐらいということで閑散としていました。日中でしたので、みなさん働きに出ていらして、中高年の女性だけがいらっしゃいました。小さい子どもの姿もありま

せんでした。

現在、いくつかの女性支援のネットワークができていて活動しています。仙台市の男女共同参画センターも「せんたくネット」を開始していました。避難所にいる方の代わりに洗濯して乾かしてお返しする活動です。それだけではなく、被災した女性の本音をたくさんくみ取って一緒に解決していくことも目的としており、「災害時緊急ダイヤル」電話相談を民間団体に委託して行っています。DV、離婚、親族との関係、原発の不安、体調不良、住まいや生活の不安、仕事がない、介護問題など、電話相談は沢山かかってきているそうです。

けれども、なかなか声は出てこないのです。避難所だと回りに聞こえるので、電話をかけることも難しい。それでメール相談を始めたところもあります。悩みを言ってください、どうぞと言ってもそんなに簡単に心を開かないものです。また、支援物資も不公平にならないようにと、大量でないと受け付けないそうです。したがって企業にしか依頼しないと聞きました。そこで、出てくるのが、今までの女性支援のやり方（DV相談）やネットワークの活用です。ある女性は、「女性支援！プロジェクト」を何人かの女性たちでつくり、全国に支援物資を呼びかけたそうです。一番困っているもの（女性用の下着や化粧品、クリームなど肌に直接つけるもの）を集めて、地域のネットワークを活かして配ってもらったということです。宮城県では、「みやぎジョネット」というネットワークが始まっていました。助産師さんでもあり、DVや性暴力被害者の支援をずっとやってきた方なのですが、少年院などの施設で性教育も行ってきた方が中心です。宮城の各地に出かけて行って「ジョネットサロン」を開いて、お茶会をする、ハンドマッサージをする、おしゃべりする、そのことで関係性をつくっていき、少しずつ表情が明るくなっていき、地域の女性たちは心を開き始める。小さい避難所や仮設住宅、個人の住まいにも行くそうです。その彼女が言った言葉が「あなたたちを尊重している

女性たちがいる、活動がある、忘れていませんよ」。彼女は、女たちが被災地に行くことの意味を語ってくれたと思います。学者はすぐ調査となるのですが、その前にやれること、やること、支援があることに気付かされました。

東京でも6月11日に学術会議で「災害・復興と男女共同参画」のシンポジウムが開かれます。また、イギリスの国際NGOオクスファムの財政援助を受けて、東日本大震災女性支援ネットワークが発足しました。DVや性暴力被害者の支援をずっと行ってきた、全国女性シェルターネットは24時間電話相談「パープルホットライン」を続けています。

災害のような緊急時は何も無いような「日常」と地続きです。平時と緊急時の境界は実はそれほどないのだと思います。日本の社会でジェンダー不平等をなくしていく努力がなければ、災害時の避難所でも女性や少数者のニーズは避難所運営に反映されません。「男女共同参画」が少しでも進んでいれば、政府の復興会議のメンバーが16名中女性一人ということはないかと思っています。微力ですが、これからもジェンダー法学研究者として、常に実践とのかかわりを持ちながら、変革をめざして研究を進めていきたいと考えています。

質疑応答

司会：どうもありがとうございます。私も戒能さんとは10年以上の付き合いになりますが、学部生時代の話などは今日初めてお聞きしまして、いろいろ興味深かったです。ちょうど30分くらい質疑応答ができると思います。時間通り終わっていただくために途中少しスキップしたところもありますし、今日は生社の学生さんたちもたくさん来ていますので、さっそく質疑応答に入りたいと思います。最初に在校生の方から優先的に2～3質問を受けたいと思うのですが、質問がある方いらっしゃいませんか。手を高く挙げてください。マイクの人が走ろうと準備体制を整えております。どなたか質問はありませんか。

質問者：貴重なお話どうもありがとうございました。生社3年の矢野と申します。先生のお話を聞いて、特にセクシャルハラスメントに関してのお話を、興味を持って聞かせていただいたのですけれども、セクハラという言葉がマスコミも結構使うようになって、社会的に昔に比べて広く認識されるようになりました。私はそれについて、いい面もあれば逆に意味が軽くなっている面もあるのかなという気もしています。「セクハラだ、セクハラだ」というように冗談交じりに言ったりすることもあります。そうするとセクハラ、イコール暴力だ、犯罪だというのと冗談交じりに「それはセクハラだ」というのとでは、聞いている側も意味や重みが変わってくるなあという気がして、「イジメ」とも似ているなあと思いました。やはり「セクハラは犯罪なんだ」という社会的認識が重要だと思いました。それで、先生のお話の中でFGM (Female Genital Mutilation: 女性器切除) のことが少し出てきたと思うのですが、私がFGMを知ったのは高校3年の時です。FGMはやはり発展途上国を中心にまだ強く残っているところが多いと思うのですが、そういうところでは女性の権利、女性が人として人権というの

を与えられていないという面も多く、女性たちも男性も含めて教育が一つ重要だと思います。しかし、やはり宗教とか文化がFGMに強く関係しており、どういったアプローチでこうした問題を解決していくのが重要なのか、先生の考えがあればお聞きしたいなと思います。

戒能先生：ありがとうございました。学部の3年の方はたぶん初めてお会いします。4年の方は1年のときにちょっとだけ授業をやったことがあるかなと思います。2つお話があったと思います。本当にその通りだと思うんですね。89年にセクハラという言葉は、毎年発表される流行語大賞をとってあつという間に流布したんですね。しかしながら「どこからどこまでがセクハラか」とか「何がセクハラか」とか「これはセクハラで、こっちはセクハラでない」とか、セクハラという概念は難しく、主観的な概念ですよ。被害者の主観を尊重する概念ですよ。ですから「あいつがやったらセクハラと言わないのに、おれがやったらセクハラだと騒ぎ立てる」とか、そういうことになりがちな概念です。実はその主観性という概念をどういうふうにかえるかというのが理論的な大きな問題です。しかも、セクハラというとすぐ処分と結びつきますよね。ですから余計にそういう議論が出てくるのかなとは思いますが。ただ、セクハラが全部犯罪になるわけではありません。セクハラ強姦という言葉をかウンサーの人たちなどが言うんですけども、強姦というのはれっきとした犯罪ですが、セクハラという言葉の流布によりその犯罪性が薄められていくというのは、本当におっしゃる通りなんですね。強姦が刑法上の犯罪として正当に扱われずに、被害者が刑事告訴しない限り、犯罪として処置されないということ、これは大きな問題だと思っています。流布していくことはとても大事なことはあるんですが、やはりそこには今日少しだけお話した女性に対する暴力概念、被害者の視点、あるいはどういう被害を受けてどういう影響を与えているのかということが、私は人権

の問題としてとても大事だと思うのですが、そこが必ずしも考えられているわけではないということは言えると思います。

それからFGMですけれども、これも文化的・宗教的な問題というのは尊重すべきだ、という議論が一方にはありますが、なお1億ぐらいの人ですか、アフリカだけではなくてヨーロッパに住んでいる人たちも含めてFGMの問題に直面しているわけなんです。WHOでも積極的に取り上げているんですが、一つのアプローチとしては、女性の健康問題としてのアプローチが有効なのかなと思います。ご質問ありがとうございました。

司会：はい、どうもありがとうございます。では他に質問はありませんか。

質問者：お話しどうもありがとうございました。生社4年の宮地と申します。一点お聞きしたいんですけれども、先生がお考えになるジェンダーと法というものと、それをジェンダー法学という形で研究をされていることの意義を教えてください。よろしくお願ひいたします。

司会：もうちょっと質問の趣旨を明らかにしてもらえますか。

質問者：ちょっとまとめたら難しくなっちゃったんですけれども、ジェンダー法学というのが私の不勉強で大変申し訳ないんですけれども、どういった研究の意義というか目的というか、位置づけを持っているのかというのを伺いたしたいと思います。それに対して先生がどのようなアプローチをなさってきたか、目的といったところをお伺いしたいということです。

戒能先生：ありがとうございました。すごく答えるのが難しい問題、でもすごく大事なご質問をしていただいたと思います。ジェンダー研究の中の一部なんですけれども、法の世界でのジェンダーバイアス、例えば裁判例もそうだ

し、法学の理論のジェンダーバイアスがないのか。さっきは強姦罪についてお話ししましたが、税制や社会保障の問題、それから労働問題、何でもいいわけです。そこにどんなジェンダーの問題があるのだろうか、バイアスはないのだろうか、それを掘り出していくこと。そしてそれをジェンダー公正なものに組み替えていく。口で言うほど簡単なことではないですが、今はまだジェンダー批判と言いましょか、「ジェンダーバイアスがここにあるよ」っていうことを気付いていく、気付いてもらうようにしていく問題提起が行われている。そこからもうそろそろジェンダーの視点から、例えば刑法の強姦罪を組み直していく段階に来ています。例えばワーク・ライフ・バランスが言われているけれども、ジェンダーの視点に立って法学の立場から組み立てていくというような仕事かなと思います。それでジェンダー法学が、大学に広がっているか、学問の世界に広がっているかということとそんなことはなくて、例えば、最後はしょってしまいましたけれど、ロースクールの中で、「ジェンダーと法」という授業があるところは増えてはいるんですが、決して司法試験の問題にはならないわけですよ。だから受講する人は少ないということがあるんです。それでも法律家になる前のロースクールでジェンダーについて学ぶ。法こそ、ある意味ではジェンダーバイアスがいっぱいありますよ、ということ学ぶ。法の中にあるジェンダーをもう一度見直して気付いていくというような問題提起をしているということだと思います。法学部の中でも、本当に大学によっても違うんですけれども、ポピュラーなわけでもなんでもありません。でもジェンダー法学会には女性だけじゃなくてももちろん男性のいろんな領域の研究者や実務家がいらっしゃいますから、少しずつ裾野を広げていっているところかな、と思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

司会：どうもありがとうございます。他にはい

かがでしょうか。

質問者：貴重なお話ありがとうございました。学部4年の寺田です。先生のお話を授業で聞きたいなと思っていましたが、聞けなかったので今日こんな形で伺うことができると嬉しく思っています。私は今家庭科教員の免許を取るために教育実習を控えていまして、大学で私は生社にいるためにジェンダーのことについてすごく考える機会をもらったので、その家庭科の授業の中でジェンダーをどうしたものなのか考えるきっかけを中学生に教えたいなと思って、率先してその授業をやります、と言ってしまったんですが、自分が法とか制度とかはなんとなく「これがジェンダーなんだろうな」というざっくりしたものしか分かっていないために、噛み砕いて中学生に伝えるということの難しさを今痛感しています。それで、教育の中でジェンダーを伝えるということについて先生のご意見を聞かせていただきたいなと思います。

戒能先生：それは牧野先生がご専門でしょ。牧野先生、後で助け舟出してくださいね。ありがとうございました。本当にそうですね。大学でもいいのだけども、小学生とか中学生の時から、ジェンダーを教育の中に取り込んで、一緒に考えるというのはとても大事なことだと思います。家庭科ですから特に生活、まさに生活社会科学講座は生活者の視点、生活の視点から、ずっとやってきているわけですね。そこから具体的にあなたが日頃感じていることとか、気付いたことを大事にしながら、身近なところから一緒に考えていくというようなことをなさったらいかがでしょうか。牧野先生、お願いいたします。

司会：そういうわけなんですけど、牧野さんから何か補足はありますか。せっかくです。

戒能先生：せっかくおいでになったので。

牧野先生：こんにちは。6年ほど前までお茶大で家庭科教育法を担当しておりました、牧野です。とっても意欲的に家庭科の中で取り上げたいとおっしゃっていることは素晴らしいと思います。家族生活、家庭科の中にジェンダーの問題が山ほどあると思うんですね。例えば育児をするときにそれは女の仕事だと思える人もいるかもしれないし、それから女性が働きに出るとき、「子どもが小さいので行かない方がいいな」って考える人たちがやっぱりいて、家族と職業というようなこともジェンダーそのもの、だから「ジェンダーとは」っていう講義ではなくて、ジェンダーの問題は法律の中にも、家庭生活の中にも、いっぱいあるのでそれをぜひ取り上げていっていただきたい。今の中学生、高校生は家庭科を男女一緒に学んでというのが当たり前と思うようになりました。でも男女共学が高校で始まって、何年経つと思いますか。みなさん、30年、40年くらい経っていると思われるかもしれないんですけど、やっと15年なんですよ。共学になってから。えーと驚く人たちがいるでしょうか。なんで女だけの家庭科があったか、っていうようなこともジェンダーそのもので、男女ともに学ぶようになったのは女子差別撤廃条約の中で男女の教育課程を同一にしなければならない、ということによって取り変わってきて、日本でスタートしたのは1994年からなんですよね。高校の男女共学が。その前までは女子のみ必修、男の人は体育、それも体育を女の子もやりたいというので、相撲、柔道、剣道に絞って、というような時代があった。つまり男が生産労働、女が家庭で保育・介護という時代がずっと続いた。いつからどうなっていたか。でもその間に日本が高度経済成長をとげましたから、家庭科そのものがジェンダーの問題そのものなんですよね。だから日本の学校教育の学習指導要領でそういう規定をもっていたということそのものがジェンダーと法にもつながるし、家庭科教育の学習の中身にもなるんだろうと思うんですけどね。その女子差別撤廃条約の中で固定的な男女の優越性、劣等性に

関する固定的な考えを取り除くように教育はなければならぬ、というのが10条にあるんですよ。このために家庭科の中では固定的な「男は保育が下手だ、できない、家事労働ができない」、そういう固定的な概念を取り除く教育を下さい、ということを経験科がやらなければいけないですね。女の方も「理科系に向いていない」とか、男の方が「自然科学系に進みなさい」とかね、こういう考え方がある中でどれだけ多くの人たちが伸びるべき性格が伸びなかったか。いまや男もお料理、保育、そんなところで沢山活躍している人がいますから、家庭科の中はもうひっくり返すとジェンダーだらけ。ぜひ勇気をもっていろいろと身の回りの男女のバイアス、差別の問題を取り上げて下さい。

戒能先生：ありがとうございます。

司会：突然発言を振ってすみませんでした。どうもありがとうございます。では他にどなたでも結構ですが、ご質問とかご意見のある方ありませんか。

質問者：学部2年の小林と申します。貴重なお話をありがとうございます。今回のお話を興味深く聞かせていただいたんですけども、人生の先輩のお話としても聞かせていただきまして、すごく面白かったというのもあれなんですけど、そんな戒能先生にちょっと今の若者に対して先生が求めると言いますか、こういう若者っていいな、とかこうなっていって欲しいなあ、というようなそういうものを先輩から聞かせていただきたいなと思ひまして、お願いします。

戒能先生：私のつたない話に「うん、うん。」とうなずいてくださってありがとうございます。なんというか、「こうすべきだ」というのはあまり好きじゃないので、本当になんて言うんでしょう、のびのびと自由に、たくましく。特に、さっきもちょっと言ったんですけども、

思うようにいかないんですね。いろんなことが脇から入ってきたりとか、それから子ども、私は少子化に貢献しております一人しか生まなかったんですけども、その一人が大変で、この中に親の方いっぱいいらっしゃるかとは思いますが、そういうこともあるし、職業のこともそうだし。自分の思うように生きていていただければそれで十分ではないかな、と。ただやっぱり他の人を思いやる心っていうか、これは私自身、いつもそう言う割には他人にひどいことを言ったり、身近にいる人にひどいことを言ったりしているかもしれないんですけど。そういう心だけは大事だと思います。そして、自分も大事だよ、と思う心、自尊心って言いますが、そういう心だけは忘れないでいようと思います。それと今、特に3.11以降、日本の社会の中で生きる難しさというのを若い方々も感じていらっしゃるんじゃないでしょうか。不安もあるしね。だいたいこの先、1年先どうなっているかわからないということもあるし、東京にいてどうなってしまうのかということもあるし。それからもっと広く世界を見てもそう思う。だからそういう中で生きていく、っていうことを、まあこれは若い人に、っていうんじゃなくて自分自身なんですけれども、いつも考えていたいなと思います。元気よく生きていってください。それだけです。

司会：どうもありがとうございます。他にお一人かお二人。まだ少し時間ありますね。ご意見とか、ご感想、質問など、どなたでも結構ですがご質問ありませんでしょうか。

質問者：今日は貴重なお話、ありがとうございます。院OGの永田です。私が先生のお話を聞くのはおそらくマスターの授業以来かなと思ったんですけども、お茶大にいるときはこういうジェンダーの話とかDVの話とかセクハラの話っていうのを、すごく当たり前というか、関心をもって聞いていたんですけど、女子大を離れて外に出てみると、結構共学の大学生な

んかそういうことに興味がなかったり、ジェンダーやDV、セクハラについて大学の授業を受けたことがないという学生も結構多いんですね。それで、先生はいろんなところでお話をされてきているかと思うんですけども、女子学生に向けてこういうお話をする場合と、男子学生がいる共学のところでお話をする場合に、メッセージの伝え方とかどうやったら理解してもらえるかなってところで何か違いがあるんじゃないかな、と私はちょっと思ったもので、何か女子大生だけじゃなくて共学の男子学生にもジェンダーの話やDVの話、セクハラの話、そういうものを伝えるときの何かアドバイス等があれば、男女で受け止め方が違うんじゃないかな、と思ったんですけども、あれば教えていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

戒能先生：ありがとうございます。私が教えていただきたいくらいなんですけれども、そうですね、まあここは女子大なので、女性の方に向かってお話することがほとんどです。例えば講演なんかでも、別に女性だけに限定していなくても、男性は大体話を聞きに来ないですよ。大人の人は特にですね。男性がいても、そのまんまいつもと同じようにお話しします。ただ質問をしてくれるといいな、とは思っていて、そしてそこでちょっと意見交換をすることはあるんです。誰が対象かについて意識はするけれど、別に話の内容を変えたりはしないです。むしろどうやったら話を聞きに来てもらえるかという方がまず問題ですよ。大学などではハラスメントの話も共学でもしますけれども、本当に率直に考えてどうなのか、っていうことを問いかけることはあります。例えば「ジェンダーと法」というのをロースクールでやったりしていますけれど、結構半分くらいは男子学生が来るんですね。そこで議論する。本当にジェンダーの知識ではなくて、まさに自分がどう受け止めているか、感じているか。それに反論ももちろんあるし。それでロースクールなんかで思

うんですけども、女性だから感性が鋭いわけではないということがあります。ですからその辺はいつも様子を見ながら、問いかけをしていって、なるべく本音のところを引き出すようにする。と言っても出さないのが学生さんですから、優等生であればあるほど出さないんですけども、でもそこをずっと半年とか一年間付き合っていく中から、終わった後ちょっとおしゃべりをして「こうなんだよね〜」「でも先生、そこはこうじゃないの」というような質問をしに来る男の学生さんなんか結構いるんですね。だからそういうのを大事にしながらやっているという程度です。

司会：どうもありがとうございます。ではそろそろ最後のお一人くらいという感じなんですけど。はい、お願いします。

質問者：お話ありがとうございました。生社3年の檜垣と申します。そろそろ3年生になってきて、就活が近づいてきて3年生の皆はずごく不安がっているんですけど、4年間女子大にいて、就職したら男性社会に飛び込んでいくことになります。そうするとセクハラとかパワハラとかの問題があるわけなんですけれども、会社とか社会に飛び込んでいくにあたって、忘れてはいけないジェンダー的視点とかがあれば、ずっと就職してから心にも留めておこうかなと思うので教えていただければ。

戒能先生：卒業生に話してもらってもいいんじゃないですか。

司会：いえ、最後にふさわしい質問じゃないかと思しますので、ぜひ戒能さんから最後のお答えをお願いします。

戒能先生：日本の会社に就職するというお話を、企業社会というのがどれだけ変わっているのかというのがあります。ワーク・ライフ・バランスという割にはそれほど変わっていない

だろうし。それからハラスメントも、そんなに怖がるということではなくて、でもそういう現実があるということはきちんと見ておいた方がいいと思うんです。しかし、もしそういう目に遭ったときに、それはその人の状況とか、それからいろんなことを考えて、みんながみんなじゃあ元氣よく訴えましょう、ということではないんですね。もし会社にそういう相談できるような人がいたりとか、会社でなくても、会社でない方がいいかもしれない、誰か信頼して相談できるような人がいるといいな、と思います。それはお友達、同級生であったりするかもしれないかもしれません。そういう人間関係を大事にしていこうということが一つあると思います。会社以外の人間関係を作っていくということもいいですね、財産にもなるし、世界が狭くならないってということもあるのかなと思います。あんまり「男社会で大変なことが待っている」なんてそんなに縮こまらないでやってほしいなと思います。やっぱり人間だし、人との関係をどれだけ豊かに持てるのかということが大事だし、それから自分の生き方というのはそんなに答えがすぐ出るのではなくて、いろんなことをやりながら「自分はこういう生き方をしたいんだな、するんだな」というのを見つけて作っていくことだと思うんですね。それから、折角大学で学んだのですから、自分の権利をきちんと知っておくとよいと思います。最後にすごく大きな質問をしていただきましたが、これくらいでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

司会：どうもありがとうございました。いろいろ活発に質問を出していただきまして、皆様ありがとうございました。時間ですので、質疑応答はここまでにします。改めて戒能先生に拍手をお送りしたいと思います。(一同拍手)

司会：ではここで花束贈呈ということでございまして、花経会の鹿住さんからよろしく願いいたします。

鹿住さん：戒能先生、長い間本当にお疲れさまでした。今後ともぜひご活躍を期待しております。

戒能先生：どうもありがとうございます。

司会：では、シンポジウムはこれで終わりにしたいと思います。まだまだいろいろ聞きたいこととか、私も言いたいことがあったという方が沢山いらっしゃると思いますので、続きはぜひこの後の懇親会でお願いしたいと思います。懇親会は別に何の条件も事前の申込みも必要ありませんので、どなたでもご自由に参加いただけます。大学本館の103号室で、もうほぼこの時点で準備ができていますので、ぜひ懇親会の方にいらしてください。それではどうもありがとうございました。